

広島高速道路公社
令和6年3月21日

「復興係数」及び「復興歩掛」の適用終了について

広島高速道路公社では、広島県内に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生する見込みであることを踏まえ、国土交通省等の取組に準じ、令和5年度まで「復興係数」や「復興歩掛」（以下、「復興係数等」という。）の適用を継続してきました。

この度、国土交通省において令和6年度から復興係数等の適用を終了する旨の発表があったことから、公社においても令和6年4月1日以降に契約締結を行う案件から復興係数等の適用を終了します。